

令和2年2月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

各種規定等の一部改定および電子化のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月に施行される民法（債権法）改正を踏まえ、令和2年4月1日（水）より下記のとおり各種規定等を改定いたします。

加えて所要の改定も行います。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定は、当金庫ウェブサイトに掲載させていただきますので、誠に勝手ではございますが、改定日以降、口座開設時等に配布していた規定集（冊子）を廃止し、規定の交付を原則取り止めさせていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※ 印刷した規定の交付をご希望の方は、当金庫本支店窓口までお申し出ください。書面にてお渡しいたします。

記

1. 各種規定等の主な改定内容

- (1) 定期性預金の満期日前解約の制限の明確化
- (2) 成年後見人等が後見制度の対象となった場合の届出の義務化
- (3) 各種規定等変更時の周知方法等の明確化
- (4) 住所変更等の届出をいただいていない場合のお客様への通知についての明確化
- (5) 預金金利や手数料は当金庫ウェブサイトにも掲載していることを踏まえ、明示方法に係る文言を変更

2. 各種規定等のウェブサイトへの掲載

今回改定する各種規定等について、改定日までに当金庫ウェブサイトに掲載いたします。

3. 改定日

令和2年4月1日（水）

4. 改定する各種規定等

規定名称	各種規定等の主な改定内容					備考
	定期預金の満期前解約	成年後見の届出	規定の変更	通知の明確化	明示方法の文言の変更	
当座勘定規定（一般用）		○	○		○	
当座勘定規定（専用約束手形口用）		○	○		○	
総合口座取引規定（決済用総合口座取引規定）		○	○		○	
普通預金規定（決済用普通預金規定）		○	○		○	
貯蓄預金規定		○	○		○	
納税準備預金規定		○	○		○	
通知預金規定		○	○	○	○	
定期預金共通規定	○	○	○	○	○	
期日指定定期預金規定	○					
自由金利型定期預金（M型）規定（スパー定期）	○					
自由金利型定期預金規定（大口定期）	○					
変動金利定期預金規定	○				○	
積立定期預金規定	○	○	○	○	○	
定期積金規定	○	○	○	○	○	
譲渡性預金規定		○	○	○	○	
財産形成預金規定（財産形成積立定期預金規定）	○	○	○	○	○	「財産形成期日指定定期預金規定」から名称変更
財形住宅預金規定	○	○	○	○	○	
財形年金預金規定	○	○	○	○	○	
貸金庫規定		○	○			

規定名称	各種規定等の主な改定内容					備 考
	定期預金の満期前解約	成年後見の届出	規定の変更	通知の明確化	明示方法の文言の変更	
全自動貸金庫規定		○	○		○	
保護預り規定（セーフティバッグ）		○	○			
夜間金庫規定		○	○			
キャッシュカード規定（個人用）			○		○	
キャッシュカード規定（法人用）			○		○	
デビットカード取引規定			○			
振込規定			○		○	「振込規定（振込機をご利用の場合）」を兼用化
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定			○			
代金取立規定			○		○	
定額自動振込約定			○	○	○	
後見制度支援預金特別約定			○			
教育資金贈与税非課税措置に関する特約			○			
しんきんテレホンバンキングサービス利用規定			○		○	
しんきんホームバンキングサービス利用規定			○		○	「しんきん <u>ファーム</u> ・ホームバンキングサービス取扱規定」から名称変更
テレホンサービス・ファクシミリサービス利用規定			○			「テレホンサービス・ファクシミリサービス規定」から名称変更
でんさいサービス利用規定						変更なし
しんきん <u>個人インターネット</u> バンキング利用規定			○			「しんきん <u>WEB</u> バンキングサービス利用規定」から名称変更
ワンタイムパスワードサービス利用追加規定						新設
しんきん法人インターネットバンキング利用規定			○			

5. 各種規定等の主な改定部分の新旧対照表

(1) 定期性預金の満期日前解約の制限の明確化

〈例〉「積立定期預金規定」の改定部分

改 定 後	改 定 前
<p>4. (利 息)</p> <p>(1) - (2) ~略~</p> <p>(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息が元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>4. (利 息)</p> <p>(1) - (2) ~略~</p> <p>(3) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息が元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。</p>
<p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。……</p> <p>(3) - (5) ~略~</p>	<p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(今回追加)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。……</p> <p>(2) - (4) ~略~</p>

(2) 成年後見人等が後見制度の対象となった場合の届出の義務化

〈例〉「普通預金規定（決済用普通預金規定）」の改定部分

改 定 後	改 定 前
<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p>	<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(今回追加)</p>

(3) 各種規定等変更時の周知方法等の明確化

〈例〉「普通預金規定（決済用普通預金規定）」の改定部分

改定後	改定前
<p>19.（規定の変更）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし<u>ま</u>す。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものと<u>し</u>ます。</p>	<p>(今回追加)</p>

(4) 住所変更等の届出をいただいていない場合のお客様への通知についての明確化

〈例〉「積立定期預金規定」の改定部分

改定後	改定前
<p>12.（通知等）</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、<u>延着</u>しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>(今回追加)</p>

(5) 預金金利や手数料は当金庫ウェブサイトにも掲載していることを踏まえ、明示方法に係る文言を変更

〈例〉「普通預金規定（決済用普通預金規定）」の改定部分

改定後	改定前
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) - (4) ~略~</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、<u>当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の</u>代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) - (4) ~略~</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、<u>店頭表示の</u>代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>
<p>6.（利息）</p> <p>(1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。) 1,000円以上</p>	<p>6.（利息）</p> <p>(1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。) 1,000円以上</p>

<p>について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、<u>当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により</u>表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、<u>店頭</u>に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 他の各種規定等についても、上記に準じて改定いたします。

以上